

錦江町農業委員会 5月総会議事録

○ 開催日時 平成27年5月19日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○欠席委員

委員	17番	鳥越 秀一
----	-----	-------

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 3号 農地法第3条許可申請について

議案第 4号 農地法第4条許可申請について

議案第 5号 農地法第5条許可申請について

議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 8号 非農地証明願いについて

議案第 9号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について

議案第10号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・強化について

議案第11号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動（案）について

承認第 1号 委員の辞任について

議 長	<p>只今より平成27年5月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は鳥越委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に3番厚ケ瀬委員と4番水流委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第3号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号2号の譲渡人は、K・Aさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字新田5, 083番17、地目は田、地積は814㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はA・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>A・Tさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地10,562㎡、貸付地が680㎡で、水稻、プロイラーを主体とした経営をされております。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、トラック3台となっています。</p> <p>16頁から20頁にかけまして、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 基委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありました。担当調査員の調査報告を、2番基委員お願いいたします。
2番基委員	報告いたします。 これは売買による契約でございます。K・A君、K町役場職員でございます。一方の譲受人は、いま事務局からありましたようにブローラーを経営されております。お父さんはA・Mさんでございます。長男です。そういった部分で後でも出て参りますけれども5条申請の中で詳しく説明をしたいと思いますが、この農地の売渡というのは2筆分を合筆して、その残りを田んぼとする部分でございます。場所的に言いますと、18頁をご覧ください。国道448から新田トンネルを通りまして、新田橋を左側に行ったところの5087の17という部分が、この今の3条の土地に当たります。これが許可されますれば、今度は5条の方に入って行きたいと思っております。後でまた説明いたします。以上です。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第3号を採決します。 お諮りします。 議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第3号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第4号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第4号について説明いたします。 先ず、受付番号1号の申請人は、O。Sさん、A町自治会在住の方です。 申請地は、馬場字落川2，591番3、地目は田、地積は4，219㎡の内1，382㎡となっています。 事務所、車庫、駐車場の整備をするための転用申請となっています。

	<p>6 頁から 10 頁に位置図、求積図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いします。</p> <p>この件の担当調査員は、5 番 平原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 号について、5 番 平原委員をお願いいたします。</p>
5 番 平原委員	<p>報告いたします。</p> <p>15 日の午前 9 時から事務局 2 人、そして寺田委員と私、4 人で現地を調査してきました。この部分は 7 頁の図面を見てもらえば分かりますが、この下の方が今現在建っている事務所です。その上の部分が 1 筆になっておりますけれども、3 枚の田んぼになっております。この一番下の部分、1, 382 m<sup>2</sup>を事務所、車庫にするということで、ここは代表の O・S さんが事務所を建てて、M 社に貸すということのようです。今の事務所の部分が大部沈下しておりまして、事務所が傾いているということで建築をし直すということです。場所的にも何ら、左側は山でございますので、上の方も山です。2 種農地でありますので、場所的にも何ら問題は無いかと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 4 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 4 号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 4 号 農地法第 4 条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 5 号 農地法第 5 条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案第5号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号1号につきましては、先の議案第3号と関連しますが、農家住宅及び倉庫等の建設のための転用申請となっています。</p> <p>申請人は、A・Tさん、K・Aさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、田代麓字新田5，083番20、地目は田、地積は700㎡と、田代麓字新田5，083番21、地目は田、地積は244㎡で、2筆の合計は944㎡となっています。</p> <p>A・Tさんの経営状況については、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。</p> <p>資料につきましても16頁から20頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 基委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号1号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基委員	<p>報告いたします。</p> <p>先ほども申し上げるのを忘れていましたが、3条の立ち合い、事務局3名、東郷さん、私と、5条の方も同じ日に調査をいたしました。</p> <p>先ほども申し上げました通り18頁、3条の転用があったのが5083の17番です。これは元々2筆になっておりましたけれども、その部分をお父さんの方が8年くらい前に、20頁のこれは縦長に2筆だった訳ですが、今度申請によって分筆されたということになります。この5条で出て来ています5083の20と21、これが宅地の予定です。その上の17番が3条の申請でした。そういった部分で、分筆されて登記してあります。右側に図面もあるとおり、ちょっと変な格好ですが、こういう宅地を造成される予定でございます。ちなみにこの全部を合わせた面積が1,758㎡でございます。そういった部分で金額的には全部で〇〇万円だったと思いますが、そういう話でございました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号を採決します。</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>議案第5号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号 農地法第5条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号1号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案6号のうち、受付番号1号について説明いたします。</p> <p>受付番号1号の譲渡人は、M・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、1件目が馬場字柳ケ迫3138番7、地目は畑、地積は1670㎡、次が馬場字柳ケ迫3139番7、地目は畑、地積は2,759㎡、次が馬場字柳ケ迫3139番8、地目は畑、地積は517㎡、次が馬場字柳ケ迫3139番9、地目は畑、地積は1,063㎡、次が馬場字柳ケ迫3139番10、地目は畑、地積は2,464㎡、次が馬場字柳ケ迫3140番4、地目は畑、地積は1,397㎡、次が馬場字柳ケ迫3150番7、地目は、台帳は雑種地、現況は畑となっています。地積は194㎡で、7筆の合計は、10,064㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はS・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者3名、自作地39,987㎡、小作地118,084㎡で、茶・甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラック5台、トラクター・堀取り機各3台、ハーベスター1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、19番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号1号について、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
19番 鈴委員	<p>この件はあっせんに挙がって来た部分でございまして、あっせん成立ということでございます。譲渡人のM・Hさんの旦那さんがトラクター事故で亡くなられたのは皆さんご存知だと思いますけれども、その後始末でございまして。</p>

	<p>S・K君については、認定農業者でもございますし、いまお茶と甘藷を一生懸命頑張っている青年でございますし、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただ今、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
10番 牧原委員	<p>ちなみに金額はいくらですか。</p>
19番 鈴 委員	<p>反当〇〇万円です。</p>
議 長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第6号のうち、受付番号1号を採決します。 お諮りします。 議案第6号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第6号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、〇番 〇委員の退席を求めます。  (〇委員退席)</p>
議 長	<p>次に「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号2号を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案6号のうち、受付番号2号について説明いたします。 受付番号1号の譲渡人は、M・Hさん、S自治会在住の方です。 申請地は、馬場字旭原4, 226番3、地目は田、地積は684㎡、次が、馬</p>



	<p>場字旭原4, 226番4、地目は畑、地積は680㎡で、2筆の合計は、1,364㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はS・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>鈴一磨さんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地14,496㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、トラック・管理機各2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 畠中委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号2号について、15番 畠中委員をお願いいたします。</p>
15番 畠中委員	<p>この物件は1月の定例会のあっせん申出の案件です。Sさんは農業委員でもあられ、また、認定農業者です。畑も良く管理されており問題は無いと思います。価格は全部で〇〇万円だそうです。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号のうち、受付番号2号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第6号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、〇番 〇委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(〇委員入室)</p>

議 長	<p>次に「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号48号から62号までの貸し人はM・Sさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、48号が城元字大松5，789番、地目は田、地積は186㎡、49号が城元字山下5，837番1、地目は田、地積は50㎡、50号が城元字村ノ下5，867番、地目は田、地積は870㎡、51号が神川字命苦村ノ前6，772番2、地目は畑、地積は662㎡、52号が神川字一ノ塚6，994番1、地目は畑、地積は2，193㎡、53号が神川字二ノ塚6，995番1、地目は畑、地積は8，580㎡、54号が神川字二ノ塚7，017番2、地目は畑、地積は1，144㎡、55号が神川字ツツロコシ7，018番4、地目は畑、地積は1，103㎡、56号が神川字ツツロコシ7，018番5、地目は畑、地積は2，087㎡、57号が神川字ツツロコシ7，018番6、地目は畑、地積は2，893㎡、58号が神川字ツツロコシ7，020番8、地目は畑、地積は2，300㎡、59号が神川字ツツロコシ7，020番9、地目は畑、地積は3，181㎡、60号が神川字ツツロコシ7，020番11、地目は畑、地積は1599㎡、61号が神川字ツツロコシ7020番15、地目は畑、地積は3，131㎡、62号が神川字ツツロコシ7021番6、地目は畑、地積は2，447㎡で、15筆の合計は32，426㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年6月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、M・Mさん、M自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員5名、従事者2名、雇用が5名で150日、自作地48，398㎡で、加工大根、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック・マルチ張り機各2台、2tダンプ・ツル払い機・消毒器各1台となっています。</p> <p>次の受付番号63号から66号までの貸し人はA・Kさん、A自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、63号が城元字中ノ迫3，470番12、地目は畑、地積は1，656㎡、64号が城元字一本桑3，639番22、地目は畑、地積は1，783㎡、65号が神川字下鎌迫一7，725番4、地目は畑、地積は1，174㎡、66号が神川字下牛頭谷7，838番4、地目は畑、地積は1，186㎡で、4筆の合計は5，799㎡となっています。</p>

	<p>貸付期間は、平成27年6月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、A・Kさん、A自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者3名、雇用が4名で150日、自作地41,088㎡で、加工大根、高菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、2tトラック・大根掘り取り機・各1台となっています。</p> <p>受付番号48号から66号までの担当調査員は、3番 厚ヶ瀬委員です。</p> <p>次の受付番号67号の貸し人はO・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字平石前136番、地目は田、地積は1,152㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年6月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は米(粳)1俵となっています。</p> <p>借り人は、A・Sさん、U自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者1名、自作地3,007㎡、小作地11,456㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、動噴、軽トラック各1台、乾燥機4台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号68号の貸し人はD・Yさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字上西谷6,351番1、地目は畑、地積は9,117㎡のうち2,975㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年6月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は120,000円となっています。</p> <p>借り人は、O・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地5,724㎡で、シキミを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕運機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 安水委員です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号48号から66号までを、3番 厚ヶ瀬委員お願いいたします。</p>

<p>3 番 厚ヶ瀬委員</p>	<p>報告いたします。          受付番号48番から62番のM・Mさんの件ですが、これも農業者年金受給による親子間の利用権設定でございます。          Mさんは、農業に必要な機械も揃って、農地等の整備も綺麗になされています。          続きまして、受付番号63号から66号のA・Kさんですが、これも農業者年金受給による親子間の利用権設定でございます。K君も農業に必要な機械等、畑の整備等も綺麗になされておりまして。以上報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。          次に、受付番号67号を、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
<p>7 番 毛下委員</p>	<p>O・Kさんはもう高齢なんですけれども、これは以前申請していた件で、中山間事業に掛けて見るということで、書類が挙がっていなかったんですけれども、それはしないでAさんが借りることになり、Aさんは主に水稻を作って、機械も殆んど揃えて頑張っておられますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。          次に、受付番号68号を、9番 安水委員お願いいたします。</p>
<p>9 番 安水委員</p>	<p>受付番号68号のこの圃場はシキミが植えてあります。貸し人のD・Yさんは体調不良のため規模縮小をしなくてはならないということで、借り人のOさんの方が借りるということになりました。OさんはDさんと同じシキミのグループに所属しておりまして、そのグループは70名ぐらいいるとの話でした。Oさんの方は、大変真面目にこのシキミの方を取り組まれておられるため、Dさんの方も大変Oさんに対しては信頼を寄せているようで、何ら問題は無いかと思います。          以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。          ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。          これから、議案第7号を採決します。          お諮りします。          議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第7号は、原案のとおり決定しました。
議長	次に、「議案第8号 非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、「議案第8号 非農地証明願いについて」を説明いたします。 受付番号1号の申請人は、N・Tさん、B自治会在住の方です。 申請地は田代麓字荒田原4, 586番71、地籍は723㎡、地目は台帳田、 現況は山林となっています。 29頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、6番 東郷委員です。</p> <p>次の受付番号2号の申請人は、O・Kさん、O自治会在住の方です。 申請地は馬場字高尾6, 215番、地籍は7, 968㎡、地目は台帳畑、現況 は原野となっています。 30頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、9番 安水委員です。</p> <p>次の受付番号3号の申請人は、S・Tさん、T自治会在住の方です。 申請地は神川字平内1, 454番、地籍は1, 581㎡、地目は台帳畑、現 況は山林となっています。 31頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、10番 牧原委員です。</p> <p>次の受付番号4号の申請人は、K・Tさん、H自治会在住の方です。 申請地は田代川原字木ノ口4, 453番2、地籍は1, 694㎡、地目は台帳 は田、現況は山林となっています。 次が、田代川原字木ノ口4, 453番3、地籍は1, 350㎡、地目は台帳は 田、現況は山林となっています。 別冊で位置図を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、11番 元丸委員です。 以上です。</p>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお 願いいたします。

	<p>先ず、受付番号1号についてを6番 東郷委員お願いいたします。</p>
<p>6番 東郷委員</p>	<p>報告いたします。</p> <p>29頁の図面を見て頂くと分かるんですが、もう周りも山で、現地も山で、8日の日に事務局3名、基委員と5名で見て回ったんですが、明らかに山で、これはもう認めざるを得ないということになりました。この辺りは、私なども一緒ですが、開拓入植で営林署からの払い下げで、ちょっと水がある所は田んぼで申請されたのではないかと。そのままだったんだらうかと思えます。これはもう止むを得ないという思いです。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号2号について、9番 安水委員お願いいたします。</p>
<p>9番 安水委員</p>	<p>事務局2名と鈴委員と4名で現地調査を行いました。この圃場は山林の中にある畑で、その中でも半分以上が山林であります。この畑まで行く道路も一部崖崩れ等を起こしており、トラクター等が入るのにもちょっと怖いような状態であります。又、周りも木が茂っておりまして、猪も荒らしている状態で、現状を見た限りにおいてはもう耕作ができるような状態では無いのではないのかというふうに判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号3号について、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
<p>10番 牧原委員</p>	<p>報告します。31頁をご覧ください。8日の午後、事務局2名、本釜委員、私、4名で現地を確認させて頂きました。現地は31頁のちょうど真ん中です。町の運動公園のちょうど真横に当たるんですけども、実際の現況は山です。ちょうど前に1枚だけ畑があるんですが、その畑の後の方で、又、これを畑に戻すということはちょっと難しいのかなということ判断いたしました。実際このSさんについては前回他の所有地についてはあっせんに出されてまして、もうここが1筆だけ残っている状態でございます。勤めの関係でもう非農地にしたいということで非農地申請が出されてまして、確認をいたしました。何ら問題は無いんじゃないかと思えます。又、農地にするのも相当手間も掛りますし、金額も掛るんじゃないかと思えます。現況は山ですので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号について、11番 元丸委員お願いいたします。</p>

11番 元丸委員	報告します。5月14日に事務局3人と貫見委員、私5人で現地調査をいたしました。この申請者のT・Kさんはもう高齢であり後継者もいません。又、申請地の4453-3は杉を植林されて10年以上になっております。後の2番も杉を植林されておりますが、湿田であり殆んど育っていないという状況です。又、周囲を山林や原野に囲まれておりまして、耕作には不利であり非農地として認めざるを得ないかと判断しました。以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第8号を採決します。 お諮りします。 議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第8号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。
議 長	次に「議案第9号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	説明いたします。 この下限面積の見直しに係る意思決定につきましては、毎年協議して頂いておりますが、農地法第3条第2項第5号によりますと、都道府県の下限面積は50aとされておりますが、かっこ書きに、農業委員会が、別段に面積を定めることができるとされておりますので、錦江町全域について、下限面積の意思決定を行うものでございます。 資料の33頁をご覧くださいますと、平成21年に30aと決定して頂きまして、昨年まで変更は無いということでございます。下の方の農業センサスのデータによりまして30a未満が40%を超えるという結果も出ておりますので、30aのまま据え置くということでご提案をさせていただきます。以上です。

議 長	ただいま事務局から説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第9号を採決します。 お諮りします。 議案第9号は、下限面積を30aとすることにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、「議案第9号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」は、下限面積を30aとすることに決定しました。
議 長	次に、「議案第10号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	説明いたします。本件につきましては、3月の定例総会で協議して頂きまして、字句の訂正等を行い、4月に町のホームページに載せまして、意見募集を行ったんですが、寄せられた意見等1件もございませんでした。よって今回出していますのは3月と内容は変わりませんので、詳しい説明は省略いたしますが、今回これを決定して頂きますと、県・農政局に報告、町ホームページに掲載することとなります。以上です。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第10号を採決します。 お諮りします。 議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)



議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第10号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第11号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動（案）について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明いたします。議案第11号についても先ほどと同じく3月の定例総会で協議して頂きまして、字句の訂正等を行い、町のホームページに掲載しまして意見募集を行いましたが、寄せられた意見等はありませんでした。この中で45頁の1の2ですが、27年度の遊休農地の解消目標は10haということで設定をしております。それから47頁の2の（4）ですが、担い手への集積ですけれども農地中間管理事業等を含めまして30haという目標を掲げたところでございますが、内容については3月の協議内容と相違ないところです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第11号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第11号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動（案）については原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、○番 ○○委員の退席を求めます</p> <p style="text-align: right;">（○○委員退席）</p> <p>資料を配布しますので、しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>お手元に配布しましたとおり、○○委員から農業委員を辞職したい旨、申し出がありました。</p>

	<p>この件を日程に追加し、同意第1号 委員の辞任についてとして議題とします。</p> <p>本件の経緯、法的な根拠について事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>お手元に配布しましたとおり、〇〇委員から辞職願が提出されたところでございます。</p> <p>〇〇委員につきましては、農協からの推薦となっておりますが、今回、農協の理事を辞められるということでございます。農協の推薦の場合、理事でなければ農業委員になれないという規定もございますので、今回、農業委員の辞職願を提出されたところであります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第16条において、委員の辞任は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができることとされており、農業委員会の同意は、総会において、申出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行うとされておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、同意第1号 委員の辞任についてを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>同意第1号については、同意することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、同意第1号については、同意することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、〇番 〇〇委員の入室を求めます</p> <p>(黒瀬委員入室)</p>
議長	<p>以上で、平成27年5月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

3 番

4 番

議事録調整者 窪 和人